

## 神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和6年11月21日（木） 18：30～18：35

2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市） 行財政局給与課長、給与課係長3名 他1名

水道局経営企画課課長、経営企画課係長

交通局経営企画課課長、経営企画課係長

教育委員会事務局総務部教職員給与課長、教職員給与課労務制度係長

（組合） 市労連書記長、書記次長3名、他11名

4. 議 題：育児部分休暇の新設についての提案

5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、かねてよりご要求をいただいております育児部分休業の取得対象期間の延長に関しまして、「育児部分休暇」の新設をご提案させていただきたいと考えております。

— 提案資料配布 —

・育児部分休暇の新設について（案） … 別紙

それでは、お配りしております「育児部分休暇の新設について（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、職員の仕事と育児の両立支援のため、小学校就学の始期から小学校3年生までの子を養育する職員が、1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得できる「育児部分休暇」を新設するものでございます。

「2. 制度内容」につきまして、「(1) 対象職員」については正規職員、任期付職員、育児休業代替任期付職員、再任用職員といたします。

「(2) 取得要件」につきましては、小学校就学の始期に達する日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員といたします。

「(3) 内容」につきましては、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で15分を単位として取得できるものといたします。なお、正規の勤務時間の始めと終わりで分割して取得することも可能です。ただし、育児時間・介護時間・育児部分休業を取得している職員は、合計2時間を超えない範囲で取得できるものといたします。

「(4) 給与の取扱い」につきましては、無給とし、育児部分休業と同様に取得実績に応じて減額するものといたします。勤勉手当については、育児部分休暇の取得により勤務しなかった時間を日に換算して30日を超える場合、全取得時間について7時間45分をもって1日と換算し、勤務期間から除算するものといたします。なお、30日については、育児部分休業を取得した場合は、育児部分休暇との合計で30日といたします。

「(5) 手続き」につきましては、申請は月ごとに行い、初回は取得予定日の2週間前までに、継続の場合は取得予定月の前月の給与支給日までに請求するものといたします。

「(6) その他」につきまして、他の休暇との併用等については、育児部分休業と同様といたします。

「3. 実施時期」につきましては、令和7年4月1日といたします。

以上でございます。

(組合) 育児部分休業と相違がある部分を教えていただけますか。

(市) 基本的には育児部分休業と内容は同じであり、取得対象期間が異なるのみ。育児部分休業は法律で期間が定まっているため、それ以降の期間ということで、休暇とさせていただいている。

(組合) 内容的には違いは無いが、法的な扱いで名称が異なっているということでしょうか。

(市) 部分休業は法律で期間が決まっているので、休暇として対応させていただきます。

(組合) よく分かりました。あと対象職員に「任期付職員」と書いてあるが、会計年度任用職員はどうなりますか。

(市) 会計年度任用職員は除かれます。

(組合) 分かりました。ありがとうございます。

(組合) 提案いただいた内容については持ち帰り協議させていただきます。